

おだわら みどりの創生プラン

いのち・くらし・なりわいを支える
持続可能なみどりをめざして



守る 創る 育てる



みどりは、人々のくらしを支えるばかりでなく、安全・安心な環境をつくり、
いのちを守る役割も担っています。

また、本市固有の多様なみどりは、長い歴史とみどりを資源とするなりわいとともに形づくられています。

これらのみどりを、持続可能な資源として次世代に継承していくため、
行政、市民、企業等が一体となってみどりを守り創り育てることを基本理念とします。

平成 28 年 3 月
小田原市

緑の基本計画とは

- 「緑の基本計画」とは、緑に関する総合的な計画であり、緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備の方針などについて、中長期的な視点から策定する計画です。
- 市民、企業、行政などが協働して取り組んでいくための指針（ガイドライン）としての役割をもっています。
- 目標年次は、平成 47 年度（2035 年度）とします。

この計画で対象とする「みどり」

私たちの身の回りには、さまざまな「緑」があります。

一般に「緑」を表す樹木や草花は、河川や水路、海などの水辺や学校の校庭など身近なオープンスペースと一緒になって緑の役割を果たしています。本計画では水や水辺、海辺も、樹木、草花を表す「緑」と合わせて「みどり」と表記することとします。

都市公園等



城址公園やわんぱくらんど、フラワーガーデンなどの大規模な都市公園、その他身近な公園など

住まいの緑



住宅地などで植栽されている生垣、庭木、屋敷林など

農地・山林



水田や畠、みかんや梅などの果樹園、植林地、雑木林など

公共施設の緑



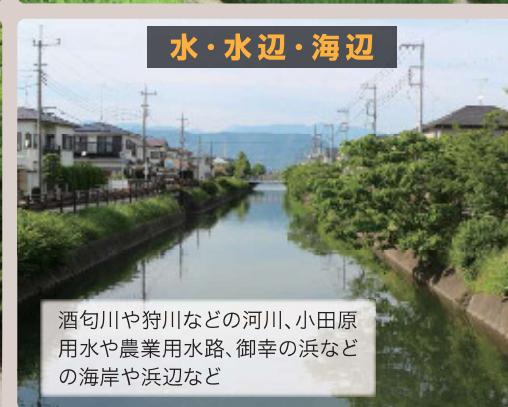
市役所や図書館、小中学校校庭、公園などの植栽、街路樹など

民間施設の緑



神社仏閣の巨樹や古木、商業施設や工場の植栽など

水・水辺・海辺



酒匂川や狩川などの河川、小田原用水や農業用水路、御幸の浜などの海岸や浜辺など

基本方針

今後の急速な人口減少や高齢化、財政規模の縮小も想定し、みどりの「質の向上」を図るとともに、本市にふさわしい質を備えた「みどり」を次世代に継承し、持続可能なものとしていくことを重要なポイントとして、「マネジメント」を基本方針の一つに定めています。



4つの視点

「未来へつなげる」 小田原のみどり

- ① 森・里・海のみどりと「つなぐみどり」を未来に継承します

「わがまち魅せる」 小田原のみどり

- ② まちに潤いと賑わいをもたらすみどりを創出します
③ 小田原ならではの歴史文化を支えるみどりを育てます

「みんなで育む」 小田原のみどり

- ④ まちの安全・安心の向上と多世代交流、地域活動に貢献する公園づくりを進めます
⑤ 市民・企業・行政がともにみどりを育む取り組みを進めます

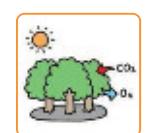
「マネジメントする」 小田原のみどり

- ⑥ 持続可能なみどりのためのマネジメントの促進を図ります

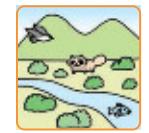


みどりの役割

「みどり」は、さまざまな機能を持っています。



- 都市環境を維持・改善する
 - CO₂の吸収、大気の浄化
 - ヒートアイランド現象の緩和
 - 騒音の緩和 など



- 生物多様性を回復し保全する
 - 生物の生息、生育空間の提供
 - 生態系の維持
 - 生物多様性の向上 など



- 都市災害を防ぎ軽減する
 - 災害時の避難地や復旧・復興の拠点
 - 延焼の防止や避難路としての機能
 - 洪水や土砂流出の防止 など



- 歴史・文化を守る
 - 古墳、史跡、建造物等の文化財の歴史的な風致の維持
 - 巨樹・古木など天然記念物等の文化的な価値の維持 など



- 景観を守り形成する
 - 小田原らしいまち並み景観
 - 都市の美しい住空間の創出
 - 里山や田園など郷土の原風景の形成 など



- 健康・レクリエーションの場を提供する
 - 自然とふれあう機会の提供
 - 身近なスポーツの場の提供
 - 地域コミュニティの育成
 - 子育て環境の充実 など



- 生産基盤であり多面的な機能を発揮する
 - 農林産物の供給の基本的な機能のほか、災害防備、生活環境の保全、学習・保健保養の場の提供、農業・林業・木工業・造園業の振興（なりわい）など

みどりの確保目標

目標	現況 平成 26 年度（2014 年）	中間年次 平成 37 年度（2025 年）	目標年次 平成 47 年度（2035 年）
水みどり率*1	5 割		現状を維持
都市公園の市民一人当たり面積	5.21 m ² / 人	7.18 m ² / 人	9.52 m ² / 人
都市公園等*2 の市民一人当たり面積	9.92 m ² / 人	12.20 m ² / 人	14.92 m ² / 人

*1) 水みどり率とは、都市計画区域（市域）面積に対する樹林地・草地に河川や水路などの水面やみどりに囲まれたグラウンドなどの面積を加えた水・みどりの量（面積）の割合のこと。

*2) 都市公園等面積とは、都市公園面積に、公共的機能を持つ広場・緑地等の面積を含めたもの。

みどりの重点プロジェクト

市内全域で優先的に取り組んでいく施策

プロジェクトの内容

■ 緑化の推進

a 民有地の緑化推進

- 民有地の道路側に木を植えたり、生垣を設けたりする取り組みを支援する制度を創設します。



- 小田原駅周辺の商店街の皆さんと一緒に、引き続き歩行空間の緑化の推進を図ります。



b 公共施設の緑化推進

- 鳥害や交通上の障害などが問題となっている市道の街路樹を再整備し、改善を図ります



■ 都市公園の整備・配置の推進

a 都市公園の均衡配置

- 公園が十分に整備されていない地区に、地域の皆さんの声を聴きながら優先的に公園を確保し、市内の均衡ある公園配置を図ります。



b 都市公園の再整備

- 身近な公園の老朽化した遊具を取り換えるなど、安心して利用できる公園づくりの推進を図ります。
- 公園に対する市民の皆さんのニーズや地域の環境の変化などに合わせ、計画的に公園のリニューアルに取り組みます。



c 市民協働の都市公園整備・管理

- 身近な公園への愛着をもって地域の皆さんに接していくために、「身近な公園プロデュース事業」の見直しを図り、事業の拡大を目指します。
- 都市公園の再整備や新規整備を行う場合に、計画段階から管理まで市民の皆さんのが自主的に参加できるように、協働の仕組みづくりの検討を行います。

プロジェクトを推進するために必要なこと

a 都市公園への民間活力等の導入検討

- 公園の整備や管理への民間活力の導入や、公園の活用を通じて発生した収益を公園に還元する仕組みなど、利用者サービスの向上等を図る検討を行います。

b ふるさとみどり基金の再構築

- ふるさとみどり基金への安定的な寄付と、みどり豊かなまちづくりへの基金の活用を持続的に推進する仕組みづくりに取り組みます。

c みどりのまちづくりの担い手育成

- 地域の緑化団体への支援や、緑化に関わる市民の育成に取り組みます。

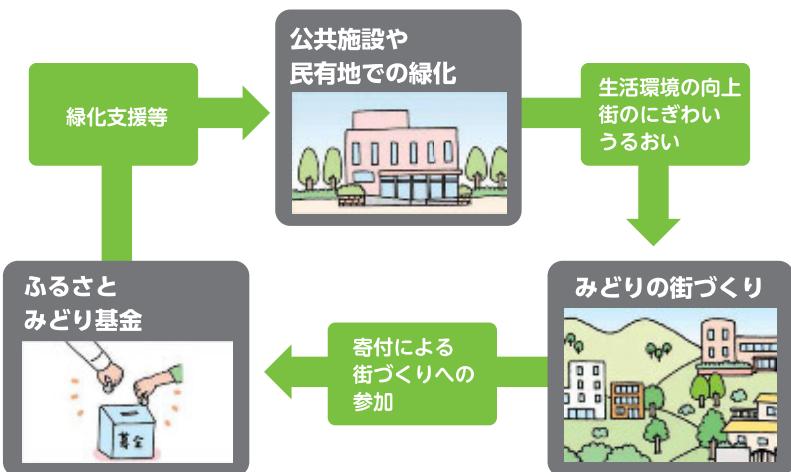
d みどりの推進施策の進行管理

- 多方面にわたるみどりの推進施策を着実に推進する体制をつくり、目標の実現に向けて適切に進行管理を実施します。

みどりのマネジメント

■ ふるさとみどり基金の再構築

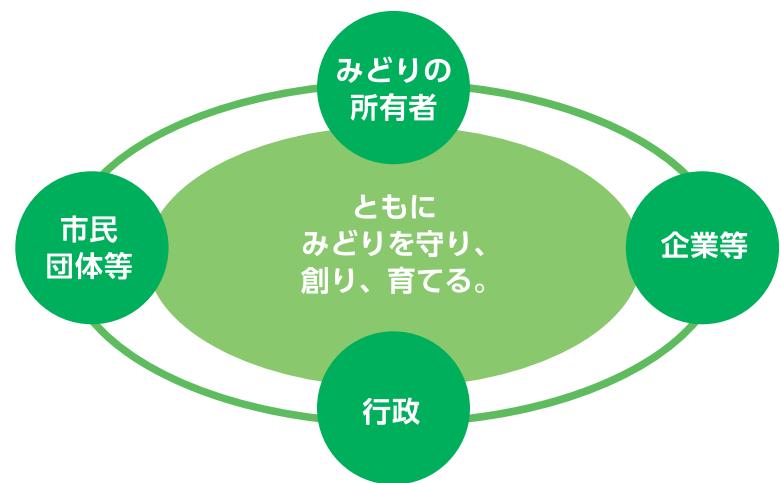
- 将来にわたって、みどりを創り育てていくため、担い手の育成や緑化の推進、支援などを進める資金を継続的に確保し、上手に使っていくマネジメントが必要です。
- 『ふるさとみどり基金』を有効に活用し、「資金を集める使う」を継続させる仕組みづくりと見える化に取り組みます。



※「ふるさとみどり基金」は、市と市民が一体となって推進するみどり豊かな都市づくりに係る事業の経費に充てるために、昭和61年に設置したものです。これまで運用利子を、街路樹植栽、緑道整備、沿道緑化事業などの緑化推進事業に活用してきました。

■ みどりの推進施策の進行管理

- 計画の円滑な推進のため、(仮称)小田原市みどり公園協議会を創設します。
- 協議会は有識者や市民、行政等による多様な主体で構成します。
- 計画の目標や施策の進捗状況の確認、課題に関する提言などを行います。



市民、市民団体等

- ・住宅の道路に面する部分（接道部）の緑化
- ・花づくり講習会やイベント等への参加
- ・道路や公園、海岸での清掃活動や花壇づくりなど、住むまちの公共空間の管理運営活動
- ・特技を生かした公園などでの子どもたちのプレイリーダー活動
- ・土地所有者との協働による里山保全活動 など

企業等

- ・事業所等の道路に面する部分（接道部）の緑化
- ・公共的空間の緑化への人的、資金的支援などの社会貢献活動
- ・土地所有者との協働による里山保全活動
- ・公園内の活動による収益の還元 など

土地所有者

- ・敷地内のみどりの良好な保全
- ・市民等との協働のみどりの育成管理 など

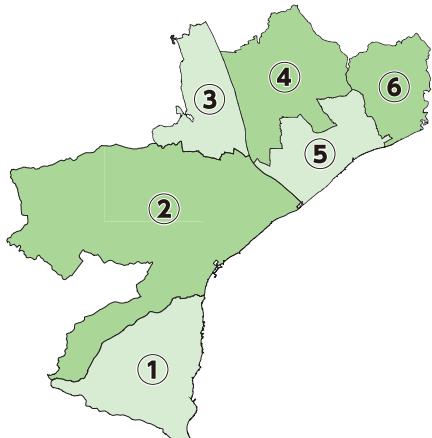
行政

- ・公共空間のみどりの整備・管理
- ・みどりに関する条例等の整備、運用
- ・みどりに関する情報の蓄積、提供、普及啓発
- ・各主体の活動支援、主体間の調整 など



地域別のみどりの取り組み

各地域の現況及び課題を整理し地域別の
みどりの主な取り組みを示したものです。



地域区分	地区
1 片浦地域	片浦
2 中央地域	緑、新玉、万年、幸、十字、足柄、芦子、二川、久野、大窪、早川、山王網一色
3 富水・桜井地域	東富水、富水、桜井
4 川東北部地域	豊川、上府中、下曾我、曾我
5 川東南部地域	下府中、富士見、国府津、酒匂・小八幡
6 橋地域	橋南、橋北

1 片浦地域

- 環境に合わせた森林の保全・整備
- 農地の保全と耕作放棄地の解消
- 海辺の環境の保全・活用
- ウォーキングコースを活かした交流促進
- 学校教育を通じたみどりに対する意識向上

4 川東北部地域

- 上府中公園の再整備
- 公園未充足地区における都市公園の確保
- 街路樹の再整備
- 森林の保全・再生活動の普及
- 農地の保全と耕作放棄地の活用
- 協働による酒匂川の環境維持
- メダカの保護

2 中央地域

- 城址公園、城山公園、小田原こどもの森公園わんぱくらんど、小田原フラワーガーデンの再整備
- 久野靈園の機能等の検証
- 緑化重点地区的取り組み
- 森林保全・再生活動の普及
- 海辺の環境保全・活用
- 海岸におけるオープンスペースの整備
- 社寺林等の保全

5 川東南部地域

- 公園未充足地区における都市公園の確保
- 街路樹の再整備
- 工場や商業施設による民有地緑化の推進
- みどりの稜線を形成する森林の保全
- 農地と併せた緑の保全
- 社寺林等の保全
- 環境再生プロジェクトの推進

3 富水・桜井地域

- 県立おだわら諏訪の原公園の利活用
- 街路樹の再整備
- みどりへの意識を活かした緑化活動への展開
- 河川環境整備事業の推進
- 協働による酒匂川の環境維持
- 農地の保全・活用
- 社寺林等の保全
- コアジサンの保護

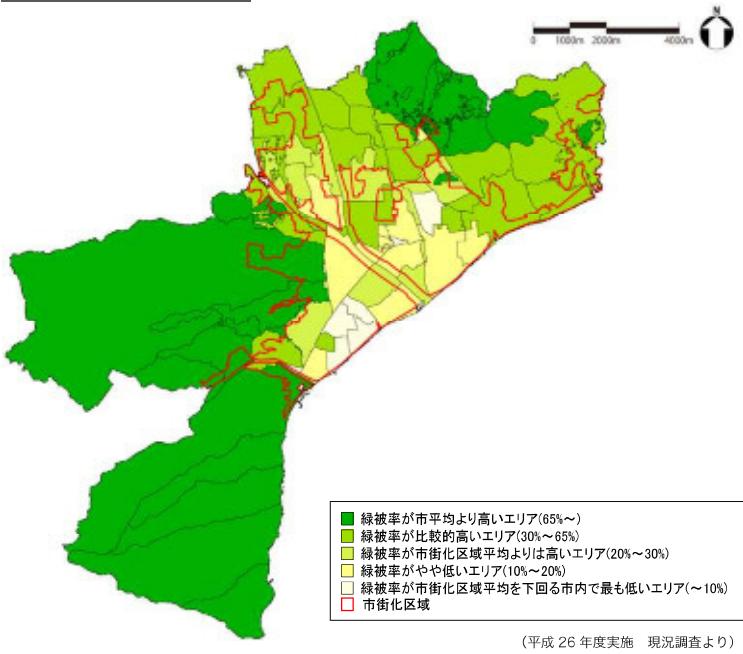
6 橋地域

- 羽根尾史跡公園の再整備
- みどりの意識を活かした緑化活動への展開
- 森林の保全・再生活動の普及
- 農地の保全と耕作放棄地の活用
- 社寺林等の保全
- サシバが営巣できる環境づくり



みどりの現況

緑被率の状況



小田原市建設部みどり公園課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地
TEL 0465 (33) 1584 FAX 0465 (33) 1565



小田原市緑の基本計画のロゴマークです。
本市を形づくる森・里・まち・川・海の
5つのみどりを守り、創り、育て、未来
につないでいく決意を込めています。